

回覧

東近江市



# 地域応援三方よし商品券



商品券は  
2種類



## 全市民の 皆さまに配布します

利用  
期間

令和8年

5月1日金

~

令和8年

7月31日金

### ●市民の皆さまへ

東近江市では全市民に市内登録店舗で利用できる東近江市地域応援三方よし商品券を配布します。

4月中旬頃から世帯主あてに世帯全員分を簡易書留で順次お届けします。

※対象者は令和8年2月1日現在で東近江市の住民基本台帳に登録されている方です。

この事業は、国の重点支援地方交付金を活用しています。



## ★ 商品券について

### ● 1冊8,000円/お一人1冊配布

商品券1枚当たりの額面は1,000円で、  
中小店専用券4,000円、全店舗共通券4,000円分です。

【特設ホームページ】



### ● 4月中旬頃から世帯主あてに世帯全員分を日本郵政の簡易書留で順次お届けします。

※各世帯の具体的な配布時期について、個別に問合せいただいても回答できませんので、ご了承ください。

「中小店」…売場面積が1,000㎡を超えない店舗、事業所等

「全店舗」…中小店および市内で登録のある大規模小売店舗

## ★ 利用期間

令和8年 5月1日(金) ～ 令和8年 7月31日(金)

## ★ 取扱店舗

### ● 配布する商品券に同封された使えるお店一覧を確認ください。

【取扱店舗一覧】

### ● 利用可能店舗を特設ホームページでご確認のうえご利用ください。

※利用可能店舗は商品券利用開始日までに公開します。

### ● 最新の店舗は特設ホームページで随時更新します。



## ★ 対象にならないもの

### ● 換金性の高いもの(商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等)

### ● 不動産に係る支払(土地購入、家屋購入、家賃の支払等)

### ● 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号に規定する「麻雀、パチンコ等」及び同法第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」に係る支払

### ● たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこ、加熱式たばこ及び電子たばこの購入

### ● 国又は地方公共団体への支払、公共料金の支払等

### ● 事業上取引(商品仕入れ等)に係る支払

### ● 参加店舗自身での購入を偽る換金行為

### ● 参加店舗が特に指定するもの

### ● その他市長が不相当と認めるもの

## ★ 注意事項

### ● 参加店舗において、利用期間内に限り利用可能です。期限を過ぎた商品券は利用できません。

### ● 購入後の返品(返金)はできません。

### ● 商品券は、現金に引換できません。

### ● 商品券を利用の際はおつりはできません。

### ● 偽造、模造等対策を講じています。

### ● 取扱店舗によって利用できない商品があります。事前に商品券を利用できるか確認してください。

### ● 商品券の盗難、紛失、滅失または偽造等に関して東近江市は責任を負いません。